

1節 地域防災・消防体制の充実

- 1—1. 地域防災体制の整備 100
- 1—2. 消防体制の充実 102

2節 医療・救急体制の充実

- 2—1. 医療・救急体制の充実 104

3節 交通安全・防犯対策の推進

- 3—1. 交通安全・防犯対策の推進 106

4節 バリアフリー化の推進

- 4—1. バリアフリー化の推進 108

5節 市民相談・消費生活の充実

- 5—1. 市民相談の充実 110
- 5—2. 消費生活の安定 112

1—1. 地域防災体制の整備

【現状と課題】

本市は、県内最大の市域と白山、手取川及び日本海の豊かな自然を有する反面、山間地域が全国有数の豪雪地帯であるなど、雪害、水害や土砂災害などの様々な災害が想定され、防災体制を強化する必要があります。加えて、平成23年3月の東日本大震災を踏まえた国・県の防災計画の抜本的見直しに伴い、白山市地域防災計画を見直す必要があります。

また、市内統一の防災行政無線のデジタル化を推進し、災害時の危機管理体制を一層強化するとともに、近隣自治体を始め、県外の自治体や事業所などと協力・応援体制を整えていく必要があります。

さらには、地域防災の要となる自主防災組織及び防災士の育成と充実、災害ボランティア育成のための環境づくりなど、地域住民、関係機関、行政が一体となった防災対策を推進していかなければなりません。

【基本的方向】

(1) 危機管理体制の確立

あらゆる災害、事故その他緊急事態に対応するために危機管理方針を策定し、迅速で的確な危機管理体制の確立を図ります。

(2) 防災体制の整備

地震・津波・原発事故等の防災対策を強化するために白山市地域防災計画を見直します。また、災害対策マニュアルや災害情報伝達、避難場所などの見直しを行い、避難体制の強化を図ります。

(3) 防災情報の提供

情報の迅速かつ的確な伝達・収集を行うため、統一的なデジタル方式の防災行政無線を整備します。

(4) 災害協力体制の充実

早期の復旧体制を整えるため、近隣及び広域自治体との応援体制を充実するとともに、

事業所や福祉避難所などとの協力協定の締結推進及び充実に努めます。

(5) 都市施設などの防災化

災害時の被害の低減を図るため、耐震補強等による緊急輸送道路の整備や河川・雨水幹線等の整備及び土砂災害・雪害防止施設の整備などの治水・治山事業を進めます。避難施設及び避難経路については、誘導看板などの設置により市民への周知を図るとともに、広域避難場所としての公園の活用を図ります。

(6) ハザードマップの作成・活用

既存ハザードマップを活用し、災害に対する基礎知識の周知を図るほか、津波ハザードマップや地域別防災マップを作成し、災害発生等における市民の円滑かつ迅速な避難行動に資するよう努めます。

(7) 防災意識の高揚

自主防災組織の育成と防災士の養成を推進します。また学校、地域での防災教育の実施を推進するとともに研修会やイベントを通して、市民の防災意識の高揚に努めます。

(8) ライフラインの確保

災害時のライフラインの確保のため、復旧時において、電気・ガス・電話などの関係機関と密に連携を図ります。

(9) 災害物資の整備

防災機材などの配備及び保管用の資機材庫を整備します。また、災害用備蓄品としての生活用品や食料品の計画的な配備に努めるほか、市民自らの備蓄を促進します。

(10) 災害弱者対策の強化

障害者、高齢者などの災害弱者については、地域や関係団体との連携による状況把握に努め、災害時の迅速で円滑な救助や安否確認などの体制整備に努めます。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 危機管理体制の確立	・危機管理基本方針の策定	市	●
(2) 防災体制の整備	・地域防災計画の見直し	市	●
	・災害対策マニュアルなどの充実		●
(3) 防災情報の提供	・デジタル方式の防災行政無線の整備	市	
(4) 災害協力体制の充実	・近隣自治体との相互応援体制の充実	市	
	・防災機関、事業所などとの協力体制の確立	市、近隣自治体	
	・災害ボランティアの環境づくりの充実	市、民間	
(5) 都市施設などの防災化	・災害対策のための河川改修や土砂災害・雪害防止施設などの整備	県、市、七ヶ用水	
	・避難経路及び避難場所の整備	市	
(6) ハザードマップの作成・活用	・ハザードマップの作成（洪水、土砂災害、津波など）	県、市	
(7) 防災意識の高揚	・自主防災組織の育成と支援	市、広組、民間	
(8) ライフラインの確保	・水道管の耐震化	市	
	・電気・ガス・電話などの関係機関との連携強化	市、民間	
(9) 災害物資の整備	・生活物資などの計画的配備	市	
	・防災資機材庫の整備		
(10) 災害弱者対策の強化	・要援護者への災害対策の強化	市	

※広組：白山野々市広域事務組合

1-2. 消防体制の充実

【現状と課題】

本市における消防組織は、本市と野々市市で構成する白山野々市広域事務組合が行う常備消防と、市内の2消防団22分団からなる非常備消防が中心となり市民の安全・安心を守っています。

市内における火災件数は、過去10年間で年平均38.5件、損害額は約76,285千円に上っていることから、引き続き火災予防に重点を置き、自主防災組織の指導や各種防火クラブの育成を通して防火思想の高揚を徹底する一方、消防車両や消防機材の充実などにより総合的な消防力の強化を図っていかねばなりません。

また、常備消防における救急出動件数は過去10年間の平均が4,370件となっています。火災時の警防技術力の強化、高度化する救急救助活動を通じて消防需要に的確に対応していくためには、老朽化が進む各消防署庁舎の整備が大きな課題となっています。

【基本的方向】

(1) 防火思想の普及徹底

市民防火イベントの開催や啓発活動により防火思想の普及徹底に努めます。

(2) 地域防火活動の充実

火災発生の未然防止と被害の軽減を図る取り組みとして、一般家庭への防火指導や住宅用火災警報器の設置の徹底及び防火対象物の予防査察に努めるとともに、消防施設の整備並びに自主防災組織などによる自主消防活動への指導などの支援をします。

(3) 常備消防の充実

消防車両・消防資機材の適正な更新配備と教育訓練の充実強化に努めます。また、機能強化のため鶴来消防署、美川消防署、白山消防署の庁舎施設整備を進め、消防救急無線のデジタル化を図ります。

さらに、救急業務のさらなる充実強化のため、計画的に救急救命士の養成に努めます。

(4) 消防団の強化

消防団活動の強化を図るため、消防団員の確保に努め、教育訓練などを通じ団員の資質向上を図るとともに、消防車両及び格納庫などの整備を推進します。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 防火思想の普及徹底	・ イベントの開催、啓発活動などの実施	市、広組、民間	
(2) 地域防火活動の充実	・ 一般家庭・事業所への防火指導の実施	市、広組、民間	●
	・ 住宅用火災警報器の設置普及		●
	・ 自主消防活動の支援		
(3) 常備消防の充実	・ 鶴来・美川・白山消防署の庁舎施設整備の実施	広組	●
	・ 消防救急無線のデジタル化		●
	・ 消防車両・消防資機材の更新配備		
	・ 救急救命士の養成		
(4) 消防団の強化	・ 教育訓練の実施	市、広組	
	・ 消防団員の確保	市	
	・ 消防車両などの更新配備		
	・ 消防車両の格納庫などの整備		

※広組：白山野々市広域事務組合

【達成目標】

指標内容	総合計画策定時点	現状値	目標値
住宅用火災警報器の設置普及率	—	74.6% (H23)	80%以上 (H28)

2-1. 医療・救急体制の充実

【現状と課題】

平成20年に公立松任石川中央病院と公立つぎ病院は、白山ろく3診療所を含む白山石川医療企業団として組織されました。

各医療機関が連携強化を図り、医療ニーズの高まりに対応し、健康で安心できる生活の実現に向け努力しています。また、企業団間の連携のみならず、地域の医療機関や第三次医療機関との有機的連携を今後も推進する必要があります。

また、今後は二次医療機関の役割として急性期病床の効率的な運用を図るため、回復期にある患者に対する長期療養型病床の設置が必要となります。

さらに高齢化社会に伴う患者の高齢化により「認知症診断」も開始し、完結型医療サービスの提供にも努めています。

公立つぎ病院では、白山ろくという地域性を考慮し、へき地医療の拡大とともに、リハビリテーション棟を増築し回復期におけるQOLの維持・向上を積極的に働きかけています。

少子高齢化が進み、疾病構造が変化する中、医療技術の高度化・専門化が求められており、地域における安定的な医療の提供のため、医師や看護師・理学療法士など医療スタッフの確保と資質向上が急務となっています。

市民の健康管理と疾病予防・早期発見に資するため、人間ドック健診、PET検診事業の充実強化を図るとともに、健康教室や運動指導等を開催し予防的生活に向けたフォローアップも行っています。

また、病院医師が現場に急行し早期に治療行為が行えるようシステムの整備が重要です。さらに、高齢者など災害弱者への支援体制の充実も今後一層の課題であり近隣施設と連携し効果的なシステム構築が必要です。

【基本的方向】

(1) 地域医療体制の充実

安全・安心な医療の提供を推進するため、病院・診療所など医療施設間の連携と機能の充実を図り地域医療支援病院としての承認を目指します。

さらに、回復期リハビリテーション分野などの機能分担を推進しながら、地域の高齢化に伴う患者の増加を見込み、急性期及び亜急性期、長期療養型の医療系サービスを担う医療機関として機能強化を図るべく、100床程度の回復期治療を支援する病棟の建設を目指します。

へき地医療に対しては、巡回診療等を拡大します。

(2) 救急医療体制の充実

石川中央医療圏などの関係機関との連携により、初期救急医療体制の維持・拡大、急性期医療体制の発展を図ります。

(3) 質の高い医療提供体制の充実

疾病構造の変化や医療の高度化などの新たな医療需要に対応するため、地域がん診療連携推進病院としての機能充実を図るなど医療機能の強化を図ります。

その一方で、安全・安心な医療サービスを提供するため、医師や医療スタッフの確保と資質の向上を推進します。

(4) 疾病予防事業の充実

市民が健康診査を受けやすい体制、内容の充実を推進するとともに、市民に健康意識の向上を働きかけ、予防的生活行動の実践を促進します。

(5) 救急体制の整備

救急業務の充実強化のため、医師が現場に急行し早期に治療行為が行えるシステムの構築と運用について検討します。

市民へはAEDの使用を含めた応急手当の普及啓発活動に努めます。

また、福祉関係者と連携しながら、高齢者や障害のある人など、災害弱者への支援体制の整備に努めます。

(6) 災害医療体制の整備

地域の中核的医療機関として、災害時における安全・安心な医療体制の整備を図り、災害拠点病院の指定を目指します。

また、災害派遣医療チーム(DMAT)を編成し、被災地における医療支援活動の体制構築を図ります。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 地域医療体制の充実	・ 亜急性期、回復期リハビリ、長期療養型病床の増床	市、企業団	●
	・ 地域医療支援病院の指定に向けた取り組みの充実	企業団、医師会、県内病院、医院	●
	・ 機能分担による病診連携・病病連携の強化と充実		●
	・ 地域医療連携ネットワークシステムの強化と充実	市、企業団、医師会	●
	・ 公立つるぎ病院と白山ろく地域3診療所との医師、医療専門職の派遣・研修などの連携・協力体制の構築		●
	・ 院外処方、ジェネリック医薬品の使用推進	企業団、医師会、薬剤師会	
(2) 救急医療体制の充実	・ 休日・夜間の救急医療体制の充実	市、企業団、医師会	
	・ かかりつけ医との連携強化		
	・ 医療機器や救急医療病棟などの充実	企業団	
	・ 救急救命士の病院実習受入れ		
(3) 質の高い医療提供体制の充実	・ がん診療連携推進病院の機能強化	企業団	●
	・ 石川県地域医療人材バンクなどの活用や研修医の積極的受け入れによる医師確保		
(4) 疾病予防事業の充実	・ 人間ドックの検査内容などの充実	企業団	●
	・ 健康教育・各種講演会、生活習慣病の予防・指導等、地域活動への積極的な参加	市、企業団、医師会	
(5) 救急体制の整備	・ 災害弱者への支援体制の確立	市、広組	
	・ 普通救命講習の実施		
(6) 災害医療体制の整備	・ 災害拠点病院の指定に向けた体制の充実	市、企業団	●
	・ DMATチームの育成		●
	・ 災害時に備えた診療データの外部保存システムの構築		●

※企業団：白山石川医療企業団 広組：白山野々市広域事務組合

【達成目標】

指標内容	総合計画策定時点	現状値	目標値
他施設との連携による紹介及び逆紹介率	—	紹介率：42.9% 逆紹介率：65.1% (H23)	紹介率：40%以上、 逆紹介率：60%以上 (H28)
ジェネリック医薬品使用率	—	10% (H22)	25%以上 (H28)

3-1. 交通安全・防犯対策の推進

【現状と課題】

市内の交通事故件数は、平成22年度において、年間約600件となっており、発生件数は平成17年度の約760件から減少傾向にあります。

しかし、その内容は高齢者が被害者や加害者となる事故が増加していることが大きな特徴と言えます。

このような中、悲惨な交通事故を防止するため、市民一人ひとりが自らの事故防止に努めるとともに、交通弱者である歩行者、自転車利用者、児童、若年者及び高齢者の人命尊重を基本として、道路交通環境の整備を図ることが今日の車社会における重要な課題となっています。

また、地域安全対策については、近年の都市化の進展と人口増加に伴い、住宅地での窃盗や知能犯罪、風俗犯罪などの発生が増加している現状にあり、犯罪抑止に向けて町内会や地域ボランティア及び市防犯協会などの協力を得ながら市民の意識高揚に努め、安全で安心なまちづくりが必要です。

【基本的方向】

(1) 交通安全思想の普及徹底

交通ルールの遵守やマナーの向上を図るため、幼児、児童・生徒、高齢者への交通安全教室や若年・高齢ドライバーへの交通安全講座を開催します。

(2) 交通安全活動の充実

交通安全推進隊の育成強化や季節毎の交通安全運動の推進、各種イベントの活動支援などを積極的に行い、交通安全の啓発を行います。

(3) 道路交通環境の整備

信号機・標識の設置や危険箇所の解消により利用しやすく、安全で人と車が共存・共生できる道路交通環境の整備を図るとともに、駐輪場の整備を推進します。

(4) 地域安全に関する意識の啓発

市民が安全・安心に暮らすことができるまちづくりの基本理念を定めた安全で安心なまちづくり推進条例を制定し、防犯に配慮した環境づくりを推進します。

また、健全で明るい家庭生活や社会生活を送るために、地域住民や児童・生徒への防犯教室を開催し、防犯思想の意識高揚に努めます。

さらに、地域住民による子どもの安全を見守る運動を推進します。

(5) 安全な地域環境の整備

地域住民の自主パトロールなどの実施により、近年増加する少年非行や風俗犯罪の未然防止を図ります。

また、人通りの多いJR各駅周辺に防犯カメラを設置し、犯罪の抑止を推進します。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 交通安全思想の普及徹底	・交通安全教室などの開催	市、交通安全協会、警察署、民間	
(2) 交通安全活動の充実	・交通安全推進隊などの強化	市、交通安全推進隊、警察署	
(3) 道路交通環境の整備	・信号機・標識の整備、危険箇所の解消	国、県、市、警察署	
	・駐輪場の整備	市	
(4) 地域安全に関する意識の啓発	・地域住民や児童・生徒への防犯教室の開催	市、防犯協会、警察署、民間	
	・地域住民による子どもの安全を見守る活動の推進		
(5) 安全な地域環境の整備	・地域住民の巡回活動	市、防犯協会、警察署、民間	
	・関係機関との連携強化		



交通安全教室

4-1. バリアフリー化の推進

【現状と課題】

長寿社会の到来により、本格的な超高齢社会を間近に控えた今、だれもが必然的に老いを迎え、障害を持つ可能性が大きくなってきています。高齢者や障害のある方も社会の一員として自立し、積極的に地域の人たちとともに暮らしていける真のバリアフリー社会を推進していくことが必要です。

これまで、歩道や公共施設のバリアフリー化に順次取り組んでおり、市民満足度調査においても、一定の評価をいただいています。

今後は、高齢者や障害のある方が安心して安全に生活できるよう、不特定多数の方が利用する民間施設及び公共交通機関のバリアフリー化に努めていく必要があります。

【基本的方向】

(1) 公共施設のバリアフリー化

道路における歩道の幅員確保、市内4箇所（田中道、五歩市、宮ノ前、石川踏切）による歩道整備や段差の解消、公園におけるトイレ改修及びスロープの設置などを進めるとともに、市営住宅などを含めた公共建築物についても計画的に改善整備を推進します。

(2) 民間施設のバリアフリー化

住宅については、住宅リフォーム制度の活用を推進するとともに、銀行、病院、商業施設などのように、特に公共性が高く不特定多数の方が利用する建築物については、改善整備を促進します。

(3) 交通環境のバリアフリー化

鉄道施設については施設管理者にバリアフリー化を促すとともに、バス交通施設については、さらに利便性が向上するようにバリアフリー化を継続的に働きかけます。

(4) ユニバーサルデザインやアクセシブルデザインの推進

ユニバーサルデザインやアクセシブルデザインにより都市や生活環境を計画することで、だれもが安心して暮らせる社会の実現をめざします。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 公共施設のバリアフリー化	・道路、公園、公共施設の改善整備	国、県、市	
	・ソフト面でのバリアフリー対応の充実	市	
(2) 民間施設のバリアフリー化	・住宅リフォーム制度の活用	市民	
	・各種バリアフリー関連制度に基づく建築物の整備改修	民間	
(3) 交通環境のバリアフリー化	・鉄道施設、バス交通施設の改善整備	市、鉄道・バス事業者	
	・交通安全対策の推進、交通施設の改善整備	県、市	
(4) ユニバーサルデザインやアクセシブルデザインの推進	・市民参加によるユニバーサルデザインやアクセシブルデザインの検討、採用	市、市民、民間	

5-1. 市民相談の充実

【現状と課題】

複雑・多様化する市民からの各種相談に対応するため、弁護士・司法書士・行政書士等の専門的な相談会を開催しています。

市民相談では、各課と連携して相談に対応し、アドバイスをを行い市民の権利を擁護します。

また、市内で活動している各種相談員を対象に研修会等を通じた教育の充実が必要です。

市民のニーズに応えられる相談会の開催や相談員が必要とされています。

【基本的方向】

(1) 市民相談の充実

専門的な相談にも対応できる各種相談会の開催と相談しやすい市民相談窓口の強化充実に努めます。

また、市内で活動している各種相談員の研修を行い、相談員の知識の向上と能力のレベルアップを図ります。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 市民相談の充実	・ 市民相談体制の充実	市	
	・ 相談員の教育の推進		



市民相談

5-2. 消費生活の安定

【現状と課題】

消費者を取り巻く環境は、情報の高度化などにより大きく変化し、消費者の価値観の多様化に伴い、専門的知識が必要な相談が増加しています。本市では、平成21年11月に白山市消費生活センターが開設され、専門的な相談に対応できる消費生活専門相談員の配置と相談室が設置されています。

消費生活センターでは、社会問題となっている多重債務に関する相談も年々増加しており、その対策が求められています。

また、少子高齢化に伴い、急増する高齢世帯などを狙った悪質商法や若者を狙ったマルチ商法などの消費者トラブルも増加しており、講演会等での啓発など市民に消費生活情報を提供していかなければなりません。

【基本的方向】

(1) 消費者相談体制の充実

消費生活専門相談員による相談体制を確立し、高度専門化する相談にも対応できる相談窓口の強化充実に努めます。

また、多重債務に関する相談については、司法書士による専門相談会を開催するとともに、庁内関係課で構成する多重債務問題対策庁内連絡会、外部団体との多重債務問題対策連絡協議会において連携を図り、市全体として多重債務者の掘り起こしを行い、生活再建への相談体制の充実に努めます。

(2) 消費者教育の推進

賢い消費者の育成を図るため、まちかど市民講座や消費生活講演会など、消費生活講座を開催するとともに、消費生活情報の提供を行い、啓発活動を推進します。

【施策の展開】

施策体系	施策の概要	実施主体	重点施策
(1) 消費者相談体制の充実	・ 消費者相談体制の充実	市	
(2) 消費者教育の推進	・ 消費生活講座の開催	市	
	・ 消費生活情報の提供		



消費者トラブルに関する講演